

# 社会経済システムの編成原理としての 討議倫理学と公共性

城 川 俊 一

## 目 次

- 1 公共性とは
- 2 間主観性と公共空間における会話
- 3 コミュニケーション的行為と討議倫理学
- 4 コミュニケーション的行為における合意のための妥当要求
- 5 公共性と権力
- 6 環境政治における討議倫理学

## 1 公共性とは

「公共」という言葉は、今日の社会科学の1つの焦点であるといっても過言でない。ここで、「公共性」という言葉を我々が一般にどのような意味で使っているかを見てみよう。第1に、「公」=「国家」に対して「私」=「市民」を位置付ける考え方である。この意味の「公共性」は、国家が法や政策などを通して、国民の生活向上のためになす活動をさす。例えば、公共政策や税制、社会保障や年金など政府が国民から徴収した税金による活動などで、公共経済学が対象として従来取り扱ってきたものである。第2に、「私的財」に対する「公共財」(commons)としての「公共性」という意味で使われるものである。例えば、公園や図書館などの公共施設、学校や病院、警察や消防などである。第3に、「公共性」との関連でよく用いられる用語に「公共空間」、「公共圏」あるいは「公開性」などがある。これらに共通した特徴は、いずれも「言語空間」という意味を持っている。「公共空間」とは不特定多数の人間によって構成される言説の空間である。また、「公共圏」とはメディア(印刷・電波・電子メディアなど)を通じて互いにコミュニケーションをとるネットワーク空間である。一方、「公開性」とは、議論や審議の過程が外部に開かれているこ

とである。本論文では、この第3の「言説の空間」としての「公共性」に焦点をあてて、現在の社会経済システムの抱えている種々の問題群を解決する際に、価値観を異にする複数のステークホルダーがどのように協議し、合意形成にいたるのが正当性を獲得するプロセスなのかを地球環境政治の事例を通じて考察する。

## 2 間主観性と公共空間における会話

この章では、複数の人間による協議、審議の前提となる「個々の人間は、どのようにして他者を認識するのか」という「間主観性」の問題を考察する。クロスリー, N. [2003] は、フッサール、マルティン・ブーバー、ヘーゲルの間主観性にかんする研究を通じて、「根源的間主観性」概念を発展させ、次の4点によって、我々を、間主観性を共有させた意味をもつ還元不可能な間世界として概念化した。つまり、「第1点に、人間の主観性は本性上、外的（物質）世界から切り離された私的な内的世界ではないということ。つまりそれは、感覚をもち身体をもつ存在の日常実践のなかに存在すること、そしてそれゆえ公的で間主観的であることである。第2に、主観性は、他性（alterity）の経験やその客観化のなかに存在するというよりも、まず第一に他性に対して前反省的に開かれ、それと関わりをもつことのなかに存在すること。第3に、人間行為、とくに発話は必然的に社会的に制度化された形態をとること、そしてこの形態は発話の有意味性にとって本質的であること。第4に、人間の多くの行為と経験は対話的な状況から生じること、すなわち個々の人間主体に還元できないシステムから生じること。」（クロスリー, N. [2003], p.56）である。

特に、ここでは前述の第3の点、つまり、間世界内的な空間と会話に焦点をあてて論じたい。今世紀後半に、オースティン（Austin）、サール（Searle）、ストローソン（Strawson）、グライス（Grice）といった日常言語学派（ordinary language philosophy）の哲学者たちは、発話行為の遂行において話し手がどのように自分達の思考内容（thoughts）を表現し（express）伝達する（communicate）かを分析する言語使用の理論に分析哲学（analytical philosophy）の手法を適用した。オースティンとサールが指摘するように、言語の使用と理解における根本的な意味の単位（the primary unit of meaning）は、文脈から切り離された命題（isolated propositions）ではなく「発語内行為（*illocutionary acts*）」と呼ばれるタイプの特別な発話行為である（ヴァンダーヴェーケン, D. [1995] p. 3）。

サールの観点では、発話行為の遂行において命題を世界（the world）に関係付けるために言語が用いられる基本的方法には、非常に制限された数しか存在しないことになる。発話は次のような発話内目的を持つ： 断言の発話内目的（推測、断言、報告、予測）。 行為拘束の発話内目的（約束、脅迫、誓約、誓い）。 指図の発話内目的（要請、質問、指令、嘆願）。 宣言の発話内目

的（辞任，承認，除名，省略）感情表現の発話内目的（感謝，哀悼，祝福，謝罪）。そのような発話行為の遂行に際して，話し手はある一定の発話内効力（force）を用いて世界に関係づける。日常言語のよく知られた発話内効力標識（illocutionary force markers）は，動詞のムードと文のタイプである。例えば，平叙文は断言をする役目をする。同様に，疑問文は疑問を尋ねる役割をはたす。また，感嘆文は話し手の心的状態を表現するのに役立つ（ヴァンダーヴェーケン，D. [1995] pp. 5, 15-17）。

一般に，伝統的な発話行為理論は個々の発話内行為を単独な遂行として論じることが多い。しかし，実際の発話行為は明らかに言語使用において単独では遂行されない。反対に，話し手は，発話内行為を会話全体の中で遂行する。そこでは話し手はたいていの場合，別の話し手と言葉による相互作用（verbal interaction）の最中である。従って，何よりも，言語の使用は言語行為の1つの社会的形式（a social form of linguistic behavior）である。一般に，言語の使用は複数の話し手によってなされる順序づけられた発話の連鎖からできている。それらの話し手は，言葉による相互作用によって，ある問題について議論する（discussing）とか，一定の状況についてどのように対処するかを共に決断する（deciding together）とか，あるいは，交渉する（negotiating）とか，相談する（consulting）といったような共通の論証的目標（discursive goals）を達成する傾向にあるか，または，もっと単純な挨拶をかわす（exchange greeting）とか，話すことが目的で話す（talk for its own sake）かする傾向にある。そのような順序づけられた発話行為の連鎖を会話（conversation）と呼ぶ（ヴァンダーヴェーケン，D. [1995] p. 113）。しかし，我々の目的からすると，この最後の話すことが目的で話すタイプの目的が構造化されていない談話は，本論文の対象ではないと考える。

以下で，ヴァンダーヴェーケン，D. [1995]の「談話の論理」を概観する。談話にも，独立した発話の個々の可能な発話内目的と同様に，異なった「合致の方向」が，談話の可能な会話目標を決定する。つまり，言葉から世界への合致の方向：談話の中には，どの事態が現実であるかを，決定する役割を担っているものがある。例えば，科学における理論的討論（theoretical debates），学校での授業などがある。そのような談話は，議論を維持している複数の話し手の間の言葉による相互行為である。世界から言語への合致の方向：このタイプの談話は，話し手がこれから自らを行為拘束することとか，人に何かをすることを強く勧める（exhort）ことを決定する役割を果たす。例えば，その目的が，困難な状況において実行される必要がある事項に関して，共通の決定（合意）をするための会話が上げられる。世界から言葉への合致の方向を持つ会話は，真の相談（consultation）である。そこでは，一人の話し手が別の話し手に後者が最終的に自らを行為拘束するような一定の行動をとるように勧めることができる。また別の会話には，交渉（negotiations）がある。そこでは，会話の関係者たちは，自分達の相互の係わり合い（commitments）や

義務を相互に順序だてて説明 (set out) したいと願っている。契約の署名や条約の批准をねらった議論、売り手が販売のための商品を買手にとってもらうための取引交渉などがこの場合である。そのような談話を成功裡に実行するためには、話し手は、そのために、数多くの主要な行為拘束的発話行為や指図的発話行為を遂行しなければならない。時には、同意 (agreements) や拒絶 (refusals) はこれらの言語ゲームに近い。二重の合致の方向：談話の主要な目的が、宣言によって世界を宣言通りに変形することであるような談話がこれにあたる。つまり、宣言が首尾よく遂行されるためには、宣言の内容とそのように世界が変形することが二重に一致する必要がある。この種の談話を実行するためには、話し手は、宣言をすることによって一定の行動を遂行する権限 (authority) を持たなければならない。時には、必要とされる権限は、話し手に制度的に与えられている。例えば、憲法制定会議 (日本の場合では国会) のみが、その談話の結果として 1 つの国家の基本法を制定する新しい憲法を発布する (promulgate) 力 (power) を持つ。また、科学においては、人は理論化 (theoretization) のために、二重の合致の方向を持つ談話が必要である。どの文が科学的言語でよく書かれているかの宣言は、宣言の形式や省略の規則で保証されている。同様に意味公準の規定は、これらの文の真理条件を規定している。空の合致の方向：談話の中には主として対象物や事態の有様に関して、談話に参加する人たちの一定の心的状態や心的態度を表現したり明示し (manifest) たりする役割をはたすものがある。つまり、感情表現の談話では、話し手は言葉と世界の間に対応をつけようとは企てない。例えば、ヤジをとばしている群衆は、自分達が嫌っている対象を困らせてやろうとしてヤジルのである。我々の関心である「公共空間」の視点からは、上の、が重要であり、話し手が言葉と世界の間に対応あるいは合致を目的としていないは議論の対象から除かれる。

次に、ヴァンダーヴェーケン, D. [1995] が指摘している、「談話のタイプの論理的構成要素」について述べる。ヴァンダーヴェーケン, D. は、次のような 4 つの談話の論理的構成要素を提案している。達成の連続の様式：談話の多くのタイプでは、談話がうまく運ばれるように特別な運用規則を持っている。例えば、就職面接の際には、面接官は、求職者の資質を評価するために質問をし、求職者は自分の能力ややる気を示す意図でそれに答える必要がある。従って、そのような面接がうまくいくためには、一定の質問と応答の連鎖が必要である。また、科学的な談話においては、適切な演繹的推論 (deductive inferences) や帰納的推論 (inductive inferences) をしなければならない。参加者はただ自分の意見や感想を述べるだけでは、科学的な談話とはいえない。主題：談話の中にはその談話のタイプに適切な主題を持つものがある。例えば、裁判における陪審の評議 (deliberation) は、被告が有罪か無罪かを決定しなければならない。談話が特別な主題を持つ場合はいつでも、その主題は、談話の特性を条件付ける。背景条件：談話の多くのタイプは、会話の背景において予備条件が成り立つ一定の文脈でのみ、うまく遂行される。例

えば、憲法制定 (constitutive) 会議の法律制定のための談話は、その会議に参加する権限をもつ話し手によって遂行される。誠実条件：談話の多くのタイプは、一定の心理的様式 (psychological modes) を備えた心的状態や心的態度を持った話し手による表現を要求する。つまり、誰かに敬意を表す (render homage) ためには、その人の成し遂げたこと (accomplishment) に対する慶び (joy) や、賛同 (approval)、敬意 (respect) や時には誇り (pride) にもいたる肯定的でかつ好意的な心的態度を表す際に、その人に世辞を行ったり (compliment)、誉め言葉を送ったり (laud)、時には喝采を送る (acclaim) 必要がある。逆の場合では、野次するためには、嘲り (derision) とか敵意 (hostility) とか非難 (reproval) のような否定的な感情を表現しなければならない。以上のような談話における構成要素は、談話を成功裡に遂行するための条件を決定する。

### 3 コミュニケーション的行為と討議倫理学

間主観性と生活世界は、ハーバマースにとって基本的なものである。ハーバマースは3つの哲学的源泉から、生活世界に関する理解を引き出してくる。それらは現象学 (後期フッサールとシュッツ)、ミードのプラグマティズム、そしてヴィトゲンシュタインとオースティンの言語哲学である。それらのうちで、ハーバマースにとってはミードが最も重要である。ミードはハーバマースに、コミュニケーションを行う者やコミュニケーションに関わる者としての社会的行為者のモデルを与え、さらにハーバマースが自分自身の理論の基礎として取上げるコミュニケーション的行為の理論の枠組みを与えた。ヴィトゲンシュタインとオースティンの言語理論は、ミードの仕事の一致点をもちながらも、それを凌ぐ言語と意味の哲学を与えることによって、こうしたコミュニケーションのパラダイムを洗練することに役立った。ヴィトゲンシュタインの意味の使用理論は、個人意識というよりも、むしろ言語共同体という観念に依拠する言語的意味の理論をハーバマースに与えた。またオースティンの発話行為とその適切性条件によって、ハーバマースは社会的行為という考え方を再考し、そうした行為の効果に対する制度的条件を同定することが出来た。ハーバマースは、生活世界という概念を含む多くの概念を、フッサールやシュッツの研究から借りてきている (クロスリー, N. [2003], pp. 184-185)。

ハーバマースの討議倫理学の課題の中心は、道徳規範や道徳原理の再構成、とくにいわゆる道徳的観点 (moral point of view) の規範的な力と連帯の関係の合理的再構成であり、その意味で、ヘーゲルが主張した正義と連帯の内的関連とカントの定言命法を、間主観性という観点から解釈することが中心となる (朝倉輝一, [2004] p. 42)。

ハーバマースのコミュニケーション的行為は、カントの定言命法のモノローグ的な規範の根拠付けを間主観的なものへと拡張した。カントの定言命法は、道徳的規則の普遍的妥当性を

「・・・すべきである」という普遍的な形式のうちに示した。それは義務論的な形式である。そして「・・・すべきである」義務は、「・・・せよ」という命令の形式で表現される。「もし・・・ならば」という条件付きの「仮言命法」よりも条件抜きに「・・・せよ」と命ずる「定言命法」の方が普遍妥当性をもつ形式である。それは、条件や状況に無関係にいついかなる場合でも、つまり例外なく普遍的な規則に従うという形式である。カントの『道徳形而上学の基礎づけ』において「定言命法の一般的方式」として次のように定式化された。「君の意志の格律が同時に普遍的法則となることを、同時に君が欲し得るところの、そういう格律に従ってのみ行為せよ。」という言明に示されている。この具体的な内容は、次の3方式に示される。第1の方式：「君の行為の格律が君の意志によってあたかも自然法則となるように行為せよ」。これは、先の一般的方式の「普遍的法則」を「自然法則」に置きなえたものである。これには次の2つの形式的な条件が含まれる（久保陽一〔2003〕pp. 85-86）。自己の行為が時間の経過のうちで反復されること、社会のうちで自己と他者の立場が相互に入れ替わりうること、の2条件である。つまり、カントにあっては、その行為の原理（「格律」）が反復されるか、他人の立場から見られたとき、自己矛盾が生じないことが問題とされる。それが自己矛盾を生ぜずに、徹底して自ら望まれる場合に、「自然法則となるかのような」普遍妥当性をもつようになる。第2の方式：「君は君自身の人格ならびに他のすべての人格に例外なく存在するところの、人間性を常に同時に目的として用い、決して単に手段としてのみ使用しないように行為せよ」。この方式は先の一般的方式の具体的表現というよりも、定言命法そのものの形式から演繹的に導きだされている。つまり、それは、定言命法が求める行為の究極目的であり、「絶対的価値」を持つ。また、そのようなものは「尊厳」をもつ。また「尊厳」を持つ唯一のものは、「道徳性と道徳的でありうる限りの人間性」のみである。それ故、「人間性」を究極目的とみなさなければならない。第3の方式：第1の方式と第2の方式の総合としての方式であり、『実践理性批判』ではこの第3の方式のみが挙げられている。「意志は自分の格律によって自分自身を同時に普遍的な立法を行う者とみなしうるという仕方でのみ行われべきである」。つまり、主体が自ら普遍的法則を与える者、換言すれば立法者となるべきであるというものである。ここで「意志の自立」という原理が成立する。ハーバマスは、以上のカントの定言命法を普遍化原理として、対話的に転換し、すべての人が普遍的規範として遵守すべきものとした。ハーバマスは、『事実と妥当』（Habermas, J. [1992]）で、すでに『道徳意識とコミュニケーション行為』（Herbermas, J. [1983]）で定式化された、討議倫理学の根幹にある討議倫理の原理（討議原理）と道徳原理の再考をおこなう。ハーバマスは、「道徳」と「倫理」を区別して論じる。ハーバマスは、「道徳」の問題は、各人の私的主観性を越えて普遍性をもつ万人のにとっての「正」を扱うのに対して、「倫理」の問題は、ある歴史的に形成された特殊・具体的な生活世界を共有するメンバーにとっての「善」あるいは「善き生」を扱う、という。従って、ハ

ハーバースの道德原理は「論議の規則（ルール）として妥当し、実践的討論の論理学に属する」普遍化原理（U）である。この論議の規則（ルール）としての普遍化原理（U）のルーツは、カントの定言命法としての上述の第3の方式「意志は自分の格律によって自分自身を同時に普遍的な立法を行う者とみなしうるといふ仕方でのみ行われるべきである」にある。語用論的観点に立てば、定言命法は「一般化可能な行為規範を妥当なものとする正当化原理の役割」（ハーバース [1987] p.24）を果たす。このことによって、倫理の普遍化可能性は、個々の共同体や文化的特殊性や時代を超えて普遍性を獲得できる。また、ハーバースの討議倫理の原理（討議原理）（D）は、「すべての関与者が実践的討論の参加者として、一致をみた規範のみが妥当を要求しうるといふものである（Herbermas, J. [1983] p. 149 [訳]）。このハーバースの討議原理は、アーベルが「道德原理としての討論原理が意味することは、根本的討議のしかるべき自己反省から、実践上問題となる見解の相違や衝突を、論証的討議によってすべて解消するという道德的義務が帰結するということである。」（アーベル [2001] p. 4）と述べたことに一致する。

#### 4 コミュニケーション的行為における合意のための妥当要求

コミュニケーション的行為において合意が成り立つのは、妥協を除けば、ある発話行為で掲げられた妥当要求がすべて受け入れられて、合理的に動機付けられた場合だけである。この場合の妥当要求にはどのような種類があるのだろうか。ハーバースは、真理性要求、規範的正当性要求、誠実性要求を挙げている。そしてそれぞれの妥当要求に特定の発話行為が対応している。つまり、真理性要求には事実確認的発話行為、規範的正当性要求には規制的発話行為、誠実性要求には表自的発話行為がそれぞれ対応する。コミュニケーション的行為にはつねにすべての妥当要求が問題になる。ここでは、コミュニケーション的行為における合意のための妥当要求のうち、真理性要求と規範的正当性要求の違いを考察する（朝倉輝一 [2004] p. 115）。それは、この2つが討議において典型的に現れるからである。まず、真理性要求について見てみよう。結論から先に述べると、真理はわれわれの合意によってその正当性が担保されるのである。もしも、ある事実の世界についての言明が発話行為として述べられ、その真理性要求に異議が唱えられた場合、そこで話し手が事実だとみなしているものが、事実でもありそうでないこともあるものとして理論的討議に移される。つまり、認識の真理性（虚偽性）という認識の客観的妥当性は、判断の対象に即した間主観的妥当性にほかならない、ということである。これは、従来の真理論である「真理は、真理であることによって、無条件に成り立つ。」という言明とは明らかに異なる。次に規範的正当性要求について見てみよう。規範的正当性要求に関して、それが拒否された場合、その価値評価の不一致にかんして典型的には裁判のような、公正な第三者による判定が行われる。

その場合、どちらかが非を認めたり、あるいは双方の妥協によって、共通のあるいは上位の価値判断に行き着く。つまり、規範的正当性要求に関しても、その当否が間主観的に決定されるということである。しかし、規範的正当性要求には、客観的世界に対する真理性要求として特徴づけられる準拠点は弱い。それは、客観的世界に対しては、実験によってその真偽を示すという強力な手段があるが、規範的・道徳的問題における妥当性要求の場合、一般には文化的・歴史的制約が強く働き、極端なケースでは、個々の人間で価値評価が異なることすらある。このことは、今日の人類に関するあらゆる問題、例えば、軍事上の安全保障（テロを含む）、人口増加の制御、人権問題、環境保護、天然資源の有効利用（エネルギー問題）、世界経済の枠組みに関する問題（グローバリズムの是非）、文化遺産の保護といった問題において見られ、その解決の困難性の根本原因になっている。

## 5 公共性と権力

ハーバマースは、生活世界はシステムによる植民地化を経験しており、それによってひとたび合意されて支配された生活領域は、次第に（コミュニケーション的行為というよりも）ゲーム論的な戦略的行為によって支配され、それゆえますます貨幣や権力に基づく指令や要請に従うようになる、といている。ここで、システムとは国家権力や資本の力を指している。特に国家はその市民に対して、コミュニケーション的な仕方で行為するよりも戦略的な仕方で行為する。つまり、国家は市民に指令を発するのであって、国家と市民たちとの相互行為における言語的合意や相互理解を指向しているわけではない。国家の行為は権力を基盤としている。この権力観は、権力を持つものが、もたないものを従わせるというものである。しかし、フーコーの後期の仕事においては、権力は人間関係のなかから立ち現れるという、権力の間主観的理解を示した。つまり、権力は、先験的に行為主体に与えられているものではなく、他者がそれを認める限りにおいて、その作用が有効になるものであるという、権力観である。フーコーが同定した権力関係の5つの相は、まさにそれである（クローズリー、N. [2003] pp. 246-253）。フーコーの第1の相は、「人が他者に作用を及ぼすことを認める差異化の体系」（Foucault [1982] p. 223）である。そうした差異化の体系には、法、地位に関する伝統、経済的差異、能力における差異などがありうるとフーコーは論じる。つまり、警察官だけが逮捕する権力を持ち、医者だけが診察する権利を持ち、教師だけが生徒に試験をかす権力を持ち、裁判官だけが被告に判決をくだす権力をもつ。こうした体系は、必然的に権力の間主観的見方である。つまり、この差異化の体系は、行為の異なった権利の相互承認に依存している。フーコーの第2の相は、「他者たちの行為に影響を与える人々が追求する目標の類型」に関する（Foucault [1982] p. 223）。この点は、ハーバマースが指摘する「官僚制



の役人は、その効果がシステム統合の達成にとって中心的であるような明示化された目標を追求する」場合に対応する。フーコーの第3の相は、「権力関係を存在させる手段」(ibid.)があることを認める。これには、力(暴力に限らず)による脅し、経済的不均衡、監視の関係がある。これらも、やはり間主観性が指摘できる。つまり、それらの手段の意味や意義がそれらの手段を使う側と受ける側で共有されていなければならない。監視の関係においては、フーコーはその有名なパノプティコンで例証している。パノプティコンとは、18世紀の監獄のことで、真中に監視塔があり、その内側は外からは見えないが、その塔からは監獄の各部屋がすべて見える構造をしている施設である。権力はこの監獄において間主観的に組織されている。権力を行使される側の囚人は、権力を行使する側の監視塔にいる監視人によって常に監視されていると感じている。つまり、監視塔は、権力関係を作り出す手段・装置である。フーコーの第4の相は、「制度化の諸形式」である。権力は、制度化され安定して制度になる。家族や仕事場のような社会組織の特定の形式のなかに、権力が制度化されている。フーコーの最後の相は、権力の中に現れる「合理化の度合い」に関する。権力の諸関係や諸実践が、それらの周囲環境に適応する仕方やその適応の程度と、それが組織化される仕方が問題となる。フーコーが同定した権力関係の以上の5つの相は、禁止したり抑圧する権力であるが、それ以外に、山田富秋は、フーコーの行為の方向性を産出する生産的な権力としての「権力作用(power effects)」をとりあげ、調査インタビューの状況での「権力作用」の分析をした(山田富秋[2002] pp. 123-139)。山田の調査インタビューは、長野市にあるS会というグループホームを中心とした精神障害者を支援する市民団体のリーダーに対してなされたものである。そのインタビューの会話分析を通して、山田は、調査者および対象者が暗黙に抱いている地域福祉のモデル・ストーリー(起床や消灯時間の決まっている精神病院とはちがって、S会では生活について強制的な規則はなく、障害者が自己決定し自立できる生活を支援する)が支配的ナラティブ(物語)として働いていることを分析した。また、調査者が対象者が抱いているモデル・ストーリーに挑戦することによって、そこからの離脱の可能性も明らかにした。この例では、地域福祉のモデル・ストーリーがフーコーのいう行為を方向付けている「権力作用」である。

## 6 環境政治における討議倫理学

今日、地球環境と資源・エネルギーの問題は、環境と資源の有限性に基づく、グローバルな社会経済的問題となった。その解決のための世界政府が存在しない以上、グローバルな環境ガバナンスあるいは地球環境レジームが民主主義的な合意形成のための重要な枠組みとなる。その枠組みにとって討議倫理学が大いに貢献できる。

1972年のストックホルムでの国際人間環境会議は、世界の114カ国から約1,200名の代表が出席し、会議を通じて人間環境を保全するための宣言、行動計画、制度的枠組みについての合意が形成された。この国際人間環境会議は、国連環境計画（UNEP）の設立に道を開いた。UNEPの設立は、国連がグローバルな環境問題に対処するための制度的枠組みとなり、地球環境ガバナンスの制度的具体化となった。この会議の結果、多くの国で、環境をモニターし規制するための環境機関を国内に設立した。しかし、意見の対立も顕在化し、とくに南北問題が重要な論点になった。つまり、先進諸国が地球規模での環境・資源の管理を主張したのに対して、途上国は貧困こそ最大の環境問題であり、地球環境汚染の責任は先進諸国にあるとした。このことは、端的には、先進諸国はすでに自分達の経済発展のために地球環境・資源の利用からのレントを回収しているが、途上国はこれから経済発展をしようとしている段階で、資源の利用を制限することは納得がいかない、という論理である。先進諸国と開発途上国の間の環境と開発をめぐる問題は、ストックホルム人間環境会議後10年目の1982年に開催されたUNEPの管理理事会特別会合によってだいにその溝が埋められた。そこで採択されたナイロビ宣言は、低開発あるいは貧困と環境問題との関連性に触れながら、国家間の技術および経済的資源の公平な分配や、環境破壊を被っている途上国にたいする先進諸国の支援について規定している。こうして1970年代と1980年代には、多くの国際環境協定や国際環境プログラムが策定された。このような環境レジームの形成は、国家的な多元的なプレーヤー（個人、ボランティア組織、経済界、研究機関、政府など）による多国間交渉と合意形成への努力を通じてなされた（星野智 [2004] pp. 161-170）。J.ローズナウのガバナンスの定義は、「統治よりも広い概念であり」、政府機関だけでなくインフォーマルな非政府機関を含んでおり、「多数によって受け入れられる場合にのみ機能するルールのシステムである」というものである（Rosenau, J. [1992] p. 4）。このガバナンスの定義は、まさに、3章で述べた、ハーバマースの討議倫理の原理（討議原理）(D)、「すべての関与者が実践的討論の参加者として、一致をみた規範のみが妥当を要求しうる」を含んでいる。一方、レジーム概念はO.ヤングなどの自由主義的な制度学派によって使われてきた。これに関しても、J.ローズナウはガバナンス概念との類似性を示しながら、その違いを示唆し、レジームとは、「原理、規範、ルール、手続き」が「国際関係の一定の領域で」、あるいはこれまで「争点領域」とよばれてきた領域で収斂しているものとされる（Rosenau, J. [1992] p. 8）。つまり、ガバナンスが単一の領域に限定されないのにたいして、レジームは一定の争点領域に特化されるということである（星野智 [2004] pp. 171-172）。

地球環境レジームの形成プロセスには、国家、国際機関、NGO、企業など利害が対立する多数のプレーヤーが関り、これらのプレーヤーが地球環境問題のテーマあるいはアジェンダを設定し、討議を通じてレジーム形成の主体になる。しかし、これらの4つのプレーヤーがレジーム形成において同じ関り方をするわけではない。G.ポーターとJ.ブラウンによれば、これらの4プレーヤ

一の関り合いが一様ではないだけでなく、国家的なプレーヤーにおいてもいくつかの立場がある。まず国家的なプレーヤーといっても、環境問題に関して国内政治の要因が深くかかわっており、けっして一枚岩的な存在ではない。最近の例では、アメリカのブッシュ政権が、京都議定書からの離脱を表明したが、それは共和党が環境政策に反対の立場をとっていただけでなく、ブッシュ政権が石油関連企業を有力な支持基盤にしていたのが大きな理由であったと言われている。環境レジーム形成において国家プレーヤーがとる立場は、主導国、支持国、態度保留国、拒否国の4つに分かれる（ポーター・G. & ブラウン・J. [1998] p. 43）。主導国は、ある環境問題に関してもっとも進んだ国際的な規制を提案するためにリーダーシップを発揮する。1979年の長距離越境大気汚染条約のレジーム形成では被害国であったスウェーデンが主導国であった、地球温暖化防止のレジーム形成では、ノルウェー、スウェーデン、フィンランド、オランダが主導国連合を形成した。地球レジームの形成において、アジェンダ設定の機能を果たしているのは国際機関である。国際機関は、環境レジーム形成に以下の4つの方法で影響を与えている。第1に、国際社会でどの課題を取上げるのかを決め、地球規模での行動のためのアジェンダを決める。第2に、地球環境レジームの交渉をはじめ、影響を及ぼす。第3に、さまざまな環境問題に対して、規範的な行動規則（ソフト・ロー）を作る。最後に、国際的に交渉されていない事柄について各国の政策に影響を及ぼす。国際機関のなかでも環境レジーム形成において主導的な役割を果たしているのは、国連環境計画（UNEP）である。UNEPはとりわけアジェンダの調整機能を果たしている。たとえば、1976年に、UNEPの理事会はオゾン層の保護を5つの優先課題の1つに選び、国際協定の交渉が始まる5年前の1977年に、「オゾン層に関する地球行動計画」を採択していた（*ibid.*, p. 51）。NPOの役割も近年大きなウェイトを占めてきた。グリーンピース、FoE、世界自然保護基金（WWF）などの国際環境NPOは、地球環境問題に関する専門的な知識をもっているだけでなく、国家的な利害を超えて行動し、ときには自国の環境政策の転換に影響を与える。環境NPOは、以下の5つの方法で国際的なレジーム形成に影響を与えている（*ibid.*, p. 66）。第1に、新しい問題を設定したり、古い問題を取上げることによって地球環境のアジェンダに影響を与える。第2に、新しい提案をしたり、消費者のボイコット運動やキャンペーンを遂行したり、提訴するなど、ある問題に対し自国の政府がより進んだ動きをとるように働きかける。第3に、環境NPOは、会議の前に条約全体のテキストを提案する。第4に、国際交渉へのロビー活動を展開する。第5に、条約の施行をモニターする。最後のプレーヤーである企業は自らの利益をレジーム形成に反映させる。例えば、交渉中の問題設定を企業の利益になるような形にしたり、資金を使ってロビー活動をすることで政府に働きかけてレジーム形成に影響を与える（星野智 [2004] pp. 172-181）。以上のように、グローバルな地球環境問題の解決には、利害を異にする多様なプレーヤーの間の討議を通じた合意形成が求められている。その意味でも、討議倫理学の知見が有益な貢献をする機

会が以前よりも増している。

## [ 参考文献 ]

### < 邦語文献 >

朝倉輝一 [ 2004 ], 『討議倫理学の意義と可能性』, 法政大学出版局。

クロスリー, N. [ 2003 ], 『問主観性と公共性』, 西原和久訳, 新泉社。

久保陽一 [ 2003 ], 『ドイツ観念論への招待』, 放送大学教育振興会。

ハーバマス [ 1987 ], ‘ 基調講演：道徳性と人倫 カントに対するヘーゲルの異議は討議倫理学にもあてはまるか ’, 河上倫逸/M・フーブリヒト編 『法制化とコミュニケーション的行為』, 未来社。

ヴァンダーヴェーケン, D. [ 1995 ], 『発話行為理論の原理』, 久保進訳注, 松柏社。

ポーター, G. & ブラウン, J. [ 1998 ], 『入門地球環境政治』, 細田衛士監訳, 有斐閣。

星野智 [ 2004 ], ‘ 環境政治とデモクラシー ’, 星野智編著, 「公共空間とデモクラシー」, 中央大学出版部。

山田富秋 [ 2002 ], ‘ 相互行為と権力作用 批判的エスノメソドロロジーの実践 ’, 伊藤 勇, 徳川直人編, 「相互行為の社会心理学」, 北樹出版。

### < 外国語文献 >

Apel, K. O. [ 2001 ] ‘ Diskursethik als Ethik der Mit-Verantwortung von den Sachzwängen der Politik, des Rechts und der Marktwirtschaft, in: Karl-Otto Apel und Holger Burckhart (Hrg.) *Prinzip Mitverantwortung, Grundlage für Ethik und Pädagogik*, Königshausen & Neumann, Würzburg, S. 69-95. 香川哲夫・松本大理 ( 訳 ), カール・オットー・アーペル, ‘ 政治, 法, 市場経済による外的強制を前にした共同 責任の倫理学としての討論倫理学 ’ <http://www.hucc.hokudai.ac.jp/k15696/home/phileth2/apel.pdf>.

Foucault, M. [ 1982 ] ‘ The Subject and Power ’, in Dreyfus, H. and Rainbow, P( eds ) *Mechel Foucault: Beyond Structuralism and Hermeneutics*, Brighton, Harvester, pp.208-26.

Herbermas, J. [ 1992 ] *Funktizität und Geltung*, Frankfurt am Main: Suhrkamp.

Herbermas, J. [ 1983 ] *Moralbewußtsein und kommunikatives Handeln*, Frankfurt am Main : Suhrkamp, 三島憲一・中野敏男・木前利秋 ( 訳 ) [ 1991 ], 『道徳意識とコミュニケーション行為』, 岩波書店。

Rosenau, J. [ 1992 ] ‘ Governance, Order and Change in World Politics. ’ in: *Governance without Government: Order and Change in World Politics*, Cambridge.